

基安労発第0513001号

平成15年5月13日

各都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
(公印省略)

健康増進法等の施行等について

健康増進法については、平成14年8月2日に制定し公布され、平成15年5月1日に施行となった。また、同法第7条の規定に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）については、厚生労働省告示第195号（別添1）をもって公表された。

基本方針には第三の二の4において「都道府県は地域の実情に応じ、都道府県における計画策定及び推進に当たり、都道府県労働局との連携を図ること」、第五において「健康増進事業実施者間の連携及び協力」、第七の二において「国及び地方公共団体と地域産業保健センター等との一層の連携等」とそれぞれ規定されている。また、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条第4項の規定に基づき「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する告示」が公表され、同指針の第六の四においても、地域保健及び産業保健の連携について規定されている。

ついては、これらの趣旨を踏まえ、各地域産業保健センター等に対しても周知を図るとともに、都道府県健康担当部局等から連携についての申し出があった場合には、労働者の健康の保持増進の推進を図るとの観点から必要な連携の確保に努められたい。

なお、これらに関して、別添2、別添3及び別添4のとおり健康局長等から都道府県知事等に対し通知がなされ、また、別添5のとおり労働福祉事業団及び中央労働災害防止協会に通知したところであるので、業務の参考とされたい。

○厚生労働省告示第百九十五号

健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第七条第一項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

平成十五年四月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、二十一世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命（痴呆又は寝たきりにならない状態で生活できる期間をいう。）の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的として、国民の健康（心身の健康）の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示すものである。

第一 国民の健康の増進の推進の基本的な方向

一 一次予防の重視

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、二十一世紀の我が国をすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、従来の疾病対策の中心であった二次予防（健康診査等による疾病の早期発見及び早期治療をいう。）や三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持及び回復を図ることをいう。）にとどまることなく、一次予防

（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防することをいう。）に重点を置いた対策を推進する。

二 健康増進の支援のための環境整備

1 社会全体による支援

健康の実現は、元来、個人が主体的に取り組むべき課題であるが、家庭、地域、職場等を含めた社会全体としても、その取組を支援していくことが重要である。このため、行政のみならず、広く国民の健康増進を支援する民間団体等の積極的な参加協力を得ながら、国民が主体的に行うことのできる健康増進の取組を総合的に推進していくことが必要である。

2 休日及び休暇の活用の促進

健康づくりに向けた休日や休暇の活用は重要であり、その過ごし方は個人の自由な選択に基づくものであることを前提としつつ、個人が休日又は休暇において運動を行う等の積極的に健康づくりを図ろうとする活動の支援や、健康づくりのために取得する休暇（健康休暇）の普及促進等を図るための環境整備を行うことが必要である。

三 目標の設定と評価

健康増進の取組を効果的に推進するためには、多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づく具体的目標を設定す

る必要がある。また、目標に到達するための諸活動の成果を適切に評価して、その後の健康増進の取組に反映できるようにする必要がある。

四 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康増進の取組の推進

1 多様な経路による情報提供

健康増進は、最終的には、国民一人一人の意識と行動の変容にかかっていることから、国民の主体的な健康増進の取組を支援するためには、国民に対する十分かつ的確な情報提供が重要である。このため、各種の情報伝達手段や保健事業における健康相談、健康教育等の多様な経路により、それぞれの特徴を生かしたきめ細かな情報提供を推進する必要がある。

2 ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組の推進

地域、職場等を通じた国民全体に対する働きかけと生活習慣病を発病する危険度の高い集団への働きかけとを適切に組み合わせる等により、対象者の特性やニーズ等を十分に把握し、ライフステージ（乳幼児期、中年期等の人の生涯における各段階をいう。）や性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、乳幼児期からの健康増進の取組を効果的に推進することが重要である。特に、思春期は、不登校、引きこもり、思春期やせ症をはじめとした課題があることに留意する必要がある、また、女性の生涯にわたる健康についても、性差に着目した対策が講じられるよう配慮すべきである。

3 多様な分野における連携

健康増進の取組を進めるに当たっては、健康づくり対策、母子保健、精神保健、老人保健及び産業保健の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進に関する対策のみならず、学校保健対策、ウォーキングロード（遊歩道等の人の歩行の用に供する道をいう。）の整備などのまちづくり対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、生涯スポーツ分野における対策等、関係行政分野、関係行政機関等と十分に連携をとって国民の健康増進を図っていく必要がある。

また、国、都道府県、市町村及び特別区、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める必要がある。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

国は、健康増進について全国的な目標を設定し、広く関係者等に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を還元することにより、関係者をはじめ広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものである。

地方公共団体においては、全国的な健康増進の目標を参考に、それぞれの実情に応じて、関係者間で共有されるべき目標を設定する必要がある。

また、地域、職場、学校、個人等においても、これらの目標を参考としつつ、地域等の実情に応じて目標を設定し、そのための計画を策定することが望まれる。

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

一 健康増進計画の目標設定

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）の策定に当たっては、地方公共団体は、地域住民の健康に関する各種指標の状況や地域の社会資源等の地域の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定すべきである。また、市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定することも考えられる。

二 計画策定に当たって留意すべき事項

健康増進計画の策定に当たっては、次のような事項に留意する必要がある。

- 1 既存の医療計画や老人保健福祉計画等との調和に配慮すること。
- 2 一定の期間ごとに、計画の評価及び改定を行い、継続的な取組に結びつけること。
- 3 都道府県及び市町村は、健康増進計画の策定、実施及び評価の全ての過程において、住民が関与するよう留意すること。

- 4 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推

進する観点から、健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。また、保健所は、関係機関との連携のもと、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、地域の実情に応じ、市町村における計画策定の支援を行うこと。さらに、都道府県は、地域の実情に応じ、都道府県における計画策定及び推進に当たり、都道府県労働局と連携を図ること。

第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 健康増進に関する施策を実施する際の調査の活用

国及び地方公共団体においては、国民健康・栄養調査や地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計その他の収集した情報等を基に、個人情報情報の取扱いに十分留意しつつ、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価の際に、各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進に関する施策を効率的に実施していくことが重要である。

二 健康の増進に関する研究の推進

国及び地方公共団体においては、国民の生活習慣と生活習慣病との相関関係等に関する研究を、個人情報情報の取扱いに十分留意しつつ、推進し、研究結果に関して的確かつ十分な情報の提供を行うことにより、個人の効果的な健康増進の支援を行っていくことが必要である。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

各保健事業者が質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供し、さらに、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、共同事業の実施等保健事業者相互の連携の促進を図ることが必要である。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、これらによるほか、健康増進法第九条に基づく健康診査の実施等に関する指針の定めるところによる。

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

一 基本的考え方

マスメディアを通じた広報やインターネットによる情報の提供、ボランティアによる情報の提供等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせて行っていくことが重要である。また、情報提供の内容は、科学的知見に基づいたものであるとともに、分かり易く、取組に結びつき易いものとなるよう工夫する必要がある。さらに、国等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定、普及等に取り組む必要がある。

二 健康増進普及月間

九月を健康増進普及月間とし、国民一人一人の自覚を高め、健康増進の取組を一層促進するよう健康日本二十一全国大会を実施するなどの広報を行うこととする。

第七 その他国民の健康の増進に関する重要事項

一 国民の健康増進の推進体制の整備

医療保険者、医療機関、市町村保健センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の広く健康増進に関係する機関及び団体等が、調整のとれた国民の健康増進のための取組を継続的に実施していくために、これらの機関等から構成される中核的な推進組織が設置され、効果的な運用が図られることが望ましい。

また、国は、地方公共団体が健康増進計画の策定等を行う際に、各種統計資料等のデータベースの作成等の技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

二 民間事業者等との連携

国及び地方公共団体は、有酸素運動や温泉利用を安全かつ適切に行うことのできる健康増進施設及び医療機関、労働者の健康管理等に係る業務についての相談、情報提供等を行う地域産業保健センター、社会保険センターその他民間事業者等と一層の連携を図り、健康増進の取組を推進する必要がある。

三 健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管

理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、保健指導及び住民からの相談を担当する。

国及び地方公共団体は、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康スポーツ医や健康づくりのための運動指導者との連携、食生活改善推進員等のボランティア組織の支援等に努める必要がある。また、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携に努める必要がある。

健発第0430001号

食発第0430001号

平成15年4月30日

各 { 都道府県知事
政令市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省医薬局食品保健部長

健康増進法等の施行について

健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）は平成14年8月2日に、健康増進法の施行期日を定める政令（平成14年政令第360号。以下「施行期日政令」という。）及び健康増進法施行令（平成14年政令第361号。以下「政令」という。）は平成14年12月4日に、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）は平成15年4月30日に、栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）は平成15年4月24日に公布され、いずれも平成15年5月1日から施行又は適用することとされたところである。

これらの制定の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、この趣旨を踏まえつつ、所要の取組を進めるとともに、貴管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知徹底方をお願いする。

記

第1 法制定の趣旨

我が国における高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されていることから、健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講ずることとしたもの。

第2 法の概要

法の概要及び趣旨等は、以下のとおりである。

1 法の名称

「健康増進」とは、積極的に健康状態を改善することにより、健康に生活することができる期間（健康寿命）を延伸させるとともに、生活の質の向上を図ることを指す用語であることから、法の名称を「健康増進法」としたものであること。

2 第1章 総則

(1) 目的

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ること。（法第1条）

(2) 責務

- ① 国民は、健康な生活習慣の重要性に対し関心と理解を深め、生涯にわたり、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めること。（法第2条）
- ② 国及び地方公共団体は、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の養成・資質の向上を図るとともに、国民の健康の増進に関わる多様な関係者に対し、健康増進事業の推進に係るマニュアルの作成・配布等の必要な技術的援助を与えることに努めること。（法第3条）
- ③ 健康増進事業実施者（医療保険の保険者、事業者、市町村、学校等）は、健康教育、健康相談、健康診査又は健康診断、保健指導、健康手帳の交付等の国民の健康の増進のための事業（健康増進事業）を積極的に推進するよう努めること。（法第4条）

(3) 国、地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション）その他の関係者の連携及び協力（法第5条）

3 第2章 基本方針等

(1) 基本方針

以下の事項について定める国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を厚生労働大臣が策定。（法第7条）

なお、基本方針の内容等については、別途通知するものであること。

- ① 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- ② 国民の健康の増進の目標に関する事項
- ③ 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的事項
- ④ 国民健康・栄養調査その他の調査・研究に関する基本的事項
- ⑤ 健康増進事業実施者間の連携及び協力に関する基本的事項

- ⑥ 食生活、運動、休養、喫煙、飲酒、歯の健康保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- ⑦ その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

(2) 都道府県及び市町村は、都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画）を策定。（法第8条）

都道府県は都道府県健康増進計画を定め、市町村は市町村健康増進計画を定めるよう努めることと規定されているが、健康日本21に基づく地方計画が策定されている市町村がなお少ない状況を踏まえ、市町村健康増進計画を定めるよう努めること。

また、現在都道府県又は市町村において策定されている健康増進に関する計画については、上記基本方針又は都道府県健康増進計画を勘案し、適当と判断される場合、改めて計画を策定する必要はないこと。

(3) 健康診査の実施等に関する指針

生涯を通じた健康自己管理を支援するため、健康増進事業実施者による健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付その他の措置に関する指針を厚生労働大臣が策定。（法第9条）

なお、本指針については、法公布日から起算して2年以内の政令で定める日に施行することとされており、今後策定する予定であること。

4 第3章 国民健康・栄養調査等

(1) 法附則第2条の規定による廃止前の栄養改善法（昭和27年法律第248号。以下「栄養改善法」という。）の国民栄養調査に生活習慣の状況に関する調査を加え、国民健康・栄養調査を実施。（法第10条から第15条まで）

また、生活習慣の状況に関する調査を行うこととすることから、国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員等が秘密を漏示した場合の罰則を設けたこと。（法第36条）

(2) 生活習慣病の発生状況の把握

国及び地方公共団体は、生活習慣とがん、循環器病その他の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生状況の把握に努めること。（法第16条）
具体的な内容は、地域がん登録事業及び脳卒中登録事業であること。

5 第4章 保健指導等

市町村は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養改善その他の生活習慣の改善に関する事項についての相談・保健指導を行わせること。（法第17条）

なお、栄養改善法においては、管理栄養士、栄養士が栄養相談、栄養指導等を行うこととされていたが、健康増進法においても、その趣旨は変更されていないものであること。

都道府県、政令市及び特別区は、特に専門的な知識・技術を必要とする栄養指導等の保健指導を行うこと。(法第18条)

6 第5章 特定給食施設等

(1) 栄養改善法による集団給食施設における栄養管理の規定を引き継ぐとともに、所要の規定が整備され、特定給食施設における栄養管理について新たに規定されたこと。

(法第20条から第24条まで)

なお、栄養改善法第18条の規定が削除されたが、教育委員会が所管する特定給食施設に対し、法に基づく関与(法第18条第1項第2号の規定による指導及び助言、法第22条の規定による指導及び助言、法第23条の規定による勧告及び命令並びに法第24条の規定による報告聴取、立入検査及び質問)を行う場合には、従前と同様に、教育委員会を通じて行うこと。

(2) 受動喫煙の防止

学校、官公庁施設等多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めること。(法第25条)

なお、具体的な受動喫煙防止対策については、別途通知するものであること。

7 第6章 特別用途表示及び栄養表示基準

栄養改善法による特別用途表示及び栄養表示基準に係る制度が引き継がれたこと。(法第26条から第33条まで)

8 施行期日等

(1) 施行期日

公布日(平成14年8月2日)から9月を超えない範囲内で政令で定める日(平成15年5月1日)とされたこと。ただし、健康診査の実施等に関する指針に関する規定については、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日とされたこと。(法附則第1条)

(2) 各法の改正

医療保険各法を改正し、保健事業の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めること。(法附則第8条から附則第19条まで)

栄養改善法は廃止すること。(法附則第2条)

第3 施行期日政令及び政令の概要

施行期日政令及び政令の概要は以下のとおりである。

1 施行期日政令

法の施行期日を平成15年5月1日としたこと。

2 政令

- (1) 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち独立行政法人国立健康・栄養研究所の行う事務は、集計とすること。(政令第1条)
- (2) 発生の状況を把握する生活習慣病として、がん及び循環器病を定めること。(政令第2条)
- (3) 特別用途表示の許可等に係る手数料の額は、国に納付する手数料については、9,400円、独立行政法人国立健康・栄養研究所に納付する手数料については、172,000円とすること。(政令第3条)
- (4) 栄養表示基準に従い必要な表示を行う必要がない場合は、栄養表示食品であってその容器包装及びこれに添付する文書に栄養表示がされていないものを輸入する場合とすること。(第4条)
- (5) 栄養改善法施行令(昭和59年政令第138号)は廃止すること。(政令附則第2条)

第4 省令の概要

省令の概要は、以下のとおりである。

1 国民健康・栄養調査

- (1) 国民健康・栄養調査について、従前の国民栄養調査に、食習慣の状況、運動習慣の状況、休養習慣の状況、喫煙習慣の状況、飲酒習慣の状況等を調査項目とする「生活習慣の調査」を追加するほか、栄養改善法施行規則(昭和27年厚生省令第37号)の規定を引き継ぐこと。(規則第1条及び第2条)
- (2) 国民健康・栄養調査員の任命の方法等について、栄養改善法施行規則の規定を引き継ぐこと。(規則第3条及び第4条)

2 特定給食施設

- (1) 特定給食施設の範囲、管理栄養士を置かなければならない施設の範囲等について以下のとおりとすること。
 - ① 特定給食施設を、継続的に一回100食以上又は一日250食以上の食事を供給する施設とすること。(規則第5条)
 - ② 管理栄養士を置かなければならない施設を、次のとおりとすること。(規則第7条)

ア 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に一回300食以上又は一日750食以上の食事を供給するもの

イ アの特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に一回500食以上又は一日1500食以上の食事を供給するもの

- ③ 栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回300食又は一日750食以上の食事を供給する施設の設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならないこと。(規則第8条)

(2) 特定給食施設の届出事項を、施設の名称及び所在地、施設の種類等とすること。(規則第6条)

(3) 特定給食施設の栄養管理の基準は、次のとおりとすること。(規則第9条)

- ① 利用者の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(身体の状態等)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- ② 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- ③ 献立表の掲示及び主な栄養成分の表示等により、利用者に対して栄養に関する情報提供を行うこと。
- ④ 必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- ⑤ 衛生の管理については、関係法令の定めるところによること。

(4) 特別用途表示及び栄養表示基準

特別の用途として「授乳婦用」、「高齢者用」及び「特定の保健の用途」を明示するほか、特別用途表示及び栄養表示基準について栄養改善法施行規則の規定を引き継ぐこと。(規則第12条から第18条まで)

(5) 栄養改善法施行規則は、廃止すること。(規則附則第2条関係)

第5 栄養表示基準の概要

従前の栄養表示基準(平成8年厚生省告示第146号)の規定を引き継ぐこと。

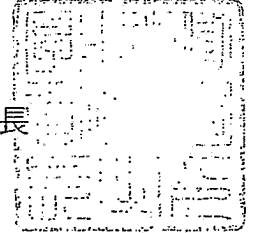
第6 その他

法の施行の日までに発翰された旧厚生省及び厚生労働省の各職による通知中の「栄養改善法」、「栄養改善法施行令」又は「栄養改善法施行規則」に基づく各規定については、当分の間、「健康増進法」、「健康増進法施行令」又は「健康増進法施行規則」に基づく相当規定とされているものとみなす。

健発第0430002号
平成15年4月30日

各〔都道府県知事
政令市長
特別区長〕殿

厚生労働省健康局長



国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について

健康増進法（平成14年法律第103号）第7条に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、平成15年厚生労働省告示第195号をもって告示されたところであるが、その概要等は、以下のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知に御配慮をお願いしたい。

なお、平成12年3月31日健医発第612号厚生省保健医療局長通知は廃止する。

第1 基本方針の概要及び留意点について

基本方針の概要及び留意点は以下のとおりである。

1 国民の健康の増進の推進の基本的な方向

(1) 一次予防の重視

従来の疾病対策の中心であった二次・三次予防にとどまることなく、一次予防に重点を置いた対策を推進する。

(2) 健康増進支援のための環境整備

ア 社会全体による支援

個人が主体的に行う健康増進の取組を、家庭、地域、職場等を含めた社会全体で支援していくことが重要である。

イ 休日、休暇の活用の促進

休日、休暇における健康づくりの活動の支援が必要である。

健康づくりのために取得する休暇（健康休暇）の普及促進等を図るための環境整備を行う。

(3) 目標等の設定と評価

科学的根拠に基づく具体的目標を設定する。

活動の成果を適切に評価し、その評価結果を活用する。

(4) 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康増進の取組の推進

ア 多様な経路による情報提供

各種の情報伝達手段等による多様な経路によるきめ細かな情報提供を推進する。

イ ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組の推進

地域、職場等を通じた国民全体に対する働きかけと生活習慣病を発病する危険度の高い集団への働きかけとを適切に組み合わせる。

ライフステージ（乳幼児期、思春期等における課題）、性差等に応じた対策を効果的に推進する。

ウ 多様な分野における連携

厚生労働行政分野における健康増進対策のみならず、学校保健対策、まちづくり対策、豊かな自然環境の利用促進対策、生涯スポーツ分野における対策等、関係行政分野との連携をとる必要がある。

国、都道府県、市町村、健康増進事業実施者、医療機関等の関係者が相互に連携を図りながら協力するよう努める。

2 国民の健康の増進の目標に関する事項

国は、全国的な目標を設定し、関係者等に普及する。

地方公共団体は、それぞれの実情に応じた関係者間で共有されるべき目標を設定する。

地域、職場、学校、個人においても、目標を設定することが望まれる。

3 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

(1) 健康増進計画の目標設定

都道府県、市町村の計画は、地域の実情等に応じ、独自の課題を設定する等により作成する。

市町村は施策、事業の目標に重点を置く方法もある。

(2) 計画策定に当たって留意すべき事項

既存の医療計画や老人保健福祉計画等との調和について配慮すること。

計画について、周期的な評価を実施すること。

計画策定について住民が関与するよう留意すること。

計画策定に当たり、保健所は専門的かつ技術的拠点としての役割を果たすこと。

4 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

(1) 健康増進施策実施の際の調査の活用

国民健康・栄養調査その他各種統計情報等を活用し、科学的根拠に基づく健康増進施策を効率的に実施する。

(2) 健康の増進に関する研究の推進

国民の生活習慣と生活習慣病との相関関係等に関する研究等を推進する。

5 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

生涯を通じた健康増進のために、保健事業実施に当たっての共同事業を行うなど、健康増進事業実施者間において連携の促進を図る。

健康診査の精度管理、健康診査のデータの本人への通知や健康手帳のあり方等を定める健康増進法第9条の健診指針については、別途策定する。

6 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

(1) 基本的考え方

インターネット、指針の策定等の多様な方法により普及啓発を行う。

(2) 健康増進普及月間

9月を健康増進普及月間とし、健康日本21全国大会を実施する。

7 その他国民の健康の増進に関する重要事項

(1) 国民の健康増進の推進体制整備

医療保険者、医療機関、市町村保健センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の幅広い関係者により構成される推進体制を整備する。

地方公共団体に対し、データベースの作成等、国は技術的援助を行う。

(2) 民間事業者等との連携

有酸素運動や温泉利用のできる健康増進施設及び医療機関、地域産業保健センター、社会保険センター並びに一般公衆浴場等民間事業者等と連携を図る。

(3) 健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、住民からの相談及び保健指導を担当する。管理栄養士及び栄養士は、特に、栄養改善に関する事項につき、住民からの相談に応じ、必要な栄養指導を行う。

国及び地方公共団体は、保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、日本医師会認定健康スポーツ医、健康づくりのための運動指導者等との連携、日本食生活協会の食生活改善推進員、ヘルスサポーター等のボランティア組織の支援等に努める。

第2 基本方針と健康日本21の関係について

基本方針は、21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の内容を踏まえつつ、国民の健康づくりの理念となる基本的事項を記述したものである。一方、健康日本21は、基本方針の理念に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画として位置づけられる。今後の健康日本21の推進については別添のとおりとする。

21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について

我が国の平均寿命は、戦後、国民の生活環境が改善し、医学が進歩したことによって、急速に延伸したため、我が国はいまや世界有数の長寿国となっている。しかし、人口の急速な高齢化とともに、生活習慣病及びこれに起因して痴呆、寝たきり等の要介護状態等になる者の増加等は深刻な社会問題となっている。

このような人口の高齢化及び疾病構造の変化を勘案すれば、21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、従来の疾病予防の中心であった「二次予防」（健康診査等による早期発見・早期治療）や「三次予防」（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること）に留まることなく、「一次予防」（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防すること）に重点を置いた対策を強力に推進して、壮年期死亡の減少及び痴呆若しくは寝たきりにならない状態で生活できる期間（以下「健康寿命」という。）の延伸等を図っていくことが極めて重要である。

厚生省では、昭和53年からの第1次国民健康づくり対策及び昭和63年からの第2次国民健康づくり対策の一環として、老人健康診査体制の確立、市町村保健センター等の整備、健康運動指導士の養成等の国民の健康づくりのための基盤整備等を推進してきた。また、これらの健康づくり運動の実績や国内外における公衆衛生活動の成果を踏まえ、21世紀における我が国の健康寿命の延伸等のための計画づくりについて検討するため、平成10年11月、公衆衛生審議会の了承を得て、多数の有識者や専門家からなる「健康日本21企画検討会」及び「健康日本21計画策定検討会」を設置し、約1年半にわたって精力的に検討を進め、その成果が「健康日本21企画検討会・計画策定検討会報告書」としてまとめられた。これを踏まえ、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」（平成12年3月31日付厚生省発健医第115号事務次官通知）において、第3次の国民健康づくり対策として、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題を選定した。また、それらの課題に対して、2010年度までを目途とした目標等を提示する「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を定めるとともに、行政のみならず、広く国民の健康づくりを支援する民間団体等の積極的な参加協力を得ながら、国民が主体的に取り組める健康づくり運動を総合的に推進していくこととした。

今般、健康増進法の成立に伴い、同法第7条に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定め、これに基づき「健康日本21」も下記のとおりとしたところである。

各都道府県、政令市及び特別区におかれては、本運動の趣旨を御理解いただき、本運動が効果的に推進されることが期待されるものである。

「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」

第一 趣 旨

健康を実現することは、元来、個人の健康観に基づき、一人一人が主体的に取り組む課題であるが、個人による健康の実現には、こうした個人の力と併せて、社会全体としても、個人の主体的な健康づくりを支援していくことが不可欠である。

そこで、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（以下「運動」という。）では、健康寿命の延伸等を実現するために、2010年度を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。

第二 基本的な方向

1 目的

21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とする。

2 期間

運動の期間は、2010年度までとする。

運動の評価は、2005年度を目途に中間評価を行うとともに、2010年度に最終評価を行い、その評価をその後の運動の推進に反映させる。

3 基本方針

（1）一次予防の重視

人口の高齢化の進展に伴い、疾病の治療や介護に係る社会的負担が過大となることが予想されているので、従来の疾病対策の中心であった二次予防や三次予防にとどまることなく、一次予防に一層の重点を置いた対策を推進する。

（2）健康づくり支援のための環境整備

① 社会全体による支援

運動の目的を達成するためには、生活習慣を改善し、健康づくりに取り組もうとする個人を家庭、地域、職場等を含めた社会全体として支援していく環境を整備することが不可欠である。このため、行政機関をはじめ、医療保険者、医療機関、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の健康に関わる様

々な関係者がそれぞれの特性を生かしつつ連携することにより、個人が健康づくりに取り組むための環境を整備し、個人の健康づくりを総合的に支援する。

② 休日、休暇の活用の促進

休日や休暇の健康づくりに対する活用は、重要であり、個人が休日、休暇において、運動を行う等の積極的に健康づくりを図ろうとする活動の支援や、健康づくりのための年次有給休暇の取得促進、長期休暇制度の普及促進等を図るための環境整備を行うことが必要である。

(3) 目標等の設定と評価

運動を効果的に推進するためには、健康づくりに関わる多くの関係者が健康状態等に関する情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、重要な課題を選択し、科学的根拠に基づいて、取り組むべき具体的な目標を設定する必要がある。また、目標に到達するための具体的な諸活動の成果を適切に評価して、その後の健康づくり運動に反映できるようにする必要がある。

(4) 多様な関係者による連携のとれた効果的な運動の推進

① 多様な経路による情報提供

個人による選択を基本とした、生活習慣の改善等の国民の主体的な健康づくりを支援するためには、国民に対する十分かつ的確な情報提供が重要である。このため、マスメディア等による広範な情報伝達手段や保健事業における健康相談、健康教育等の、多様な経路により、それぞれの特徴を生かしたきめ細かな情報提供を推進する必要がある。

② ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組の推進

また、地域、職場等を通じた国民全体に対する働きかけと生活習慣病を発症する危険度の高い集団への働きかけとを適切に組み合わせる等により、対象者の特性やニーズ等を十分に把握しながら、運動を効果的に推進することに配慮することが重要である。この場合、ライフステージや性差に応じた健康課題に対して配慮が必要である。例えば、思春期は、不登校、引きこもり、思春期やせ症をはじめとした課題があることに留意する必要がある。また、女性の生涯にわたる健康についても、性差に着目した対策が講じられるよう配慮が必要である。

③ 多様な分野における連携

健康増進の取組を進めるにあたっては、健康づくり対策（健康日本21）、母子保健分野における対策（健やか親子21）、精神保健分野における対策、老人保健分野における対策及び産業保健分野における対策、医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進対策のみならず、学校保健対策、ウォーキングロードの整備などまちづくり対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、生涯スポーツ分野における対策等、関係行政分野、関係行政機関等と十分に連携をとって国民の健康の増進を図っていく必要がある。

また、国、都道府県、市町村及び特別区、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める必要がある。

第三 目標等について

1 性格

運動の目標等は、別表に記載されたものであるが、これは健康日本21企画検討会・計画策定検討会、地方公聴会、地方シンポジウム等における広範な議論の中で、多数の専門家及び関係者が情報を共有するとともに、現状及び課題について共通の認識を得る過程を経て提示された指標とその評価の目安である。

国は広く関係者等に対して目標等を普及するとともに、継続的に健康指標の推移等を調査、分析し、その結果に関する情報を還元することにより、関係者をはじめ広く国民一般の自由な意思決定に基づいた意識の向上及び自主的な取組を支援するものである。

運動の目標等は、全国レベルのものであるので、地方公共団体等のそれぞれの運動の実施主体においては、運動の目標等を参考に、それぞれの実情に応じて、関係者間で共有されるべき目標等が設定されるべきである。

なお、地域、職場、学校、個人等の健康づくりの目標は、上記の目標等を参考としつつ、地域等の実情に応じて、生活上の創意工夫をこらして、個別具体的に設定すべきものである。

また、平成十二年に提示した目標等については適宜、拡充若しくは見直しを行うこととしている。

2 設定の考え方

(1) 栄養・食生活

栄養・食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く、また、生活の質との関連も深いことから、健康・栄養状態の改善を図るとともに、人々が良好な食生活を実現するための個人の行動変容、及び「食育」等により個人の行動変容を支援する環境の確保が必要である。

目標は、適正な栄養状態、栄養素（食物）の摂取、適正な栄養素（食物）の摂取のための個人の行動及び個人の行動を支援するための環境づくりについて設定する。

(2) 身体活動・運動

身体活動・運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、健康づくりの重要な要素であることから、国民の身体活動・運動に対する意識を高め、日常の活動性及び運動習慣を持つ者の割合を増加させるとともに、これらの活動を行うことができる環境づくりを行う必要がある。

目標は、日常の生活における身体活動に対する意識、運動習慣等について、成人及び高齢者に分けて設定する。

(3) 休養・こころの健康づくり

こころの健康は、生活の質を大きく左右する要素である。身体及びこころの健康を保つための三要素は、適度な「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身

の疲労回復と充実した人生を目指す「休養」とされている。さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている。

目標は、ストレスの低減、睡眠の確保及び自殺者の減少について設定する。

(4) たばこ

たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である。また、厚生科学審議会の「今後のたばこ対策の基本的考え方について」（平成14年12月25日意見具申）においては、「国民の健康増進の観点から、今後、たばこ対策に一層取り組むことにより、喫煙率を引き下げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要である。」と指摘されている。

目標は、たばこの健康影響についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙防止（防煙）、受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり（分煙）、禁煙希望者に対する禁煙支援について設定する。

(5) アルコール

アルコールは、慢性影響としての臓器障害等の健康に対する大きな影響を与えるものである。近年、成人の飲酒による健康影響の問題のみならず、未成年者による飲酒が問題となっており、また、アルコールに関連した問題は、健康に限らず交通事故等社会的な問題にも影響するものである。

目標は、多量飲酒者の減少、未成年者の飲酒防止及び節度ある適度な飲酒についての知識の普及について設定する。

(6) 歯の健康

歯の健康は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむ等による、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素である。歯科保健の分野では、生涯にわたり自分の歯を20歯以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそうという8020（ハチマル・ニイマル）運動が推進されており、この実現に向けた歯及び口腔の健康増進の推進が必要である。

目標は、歯の喪失防止と歯の喪失の原因となるう蝕及び歯周病の予防について設定する。

(7) 糖尿病

我が国の糖尿病患者数は、生活習慣と社会の変化に伴って、急速に増加している。糖尿病は自覚症状がないことが多く、また、放置すると重大な合併症を引き起こすことが多いことから、生活の質の低下等を招いている。この疾患の対策としては、発症の予防、早期発見、合併症の予防が重要である。

目標は、糖尿病の一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、糖尿病有病者の早期発見及び治療の継続について設定する。あわせて、生活習慣の改善が糖尿病有病者の減少に及ぼす影響について推計する。

(8) 循環器病

脳血管疾患と虚血性心疾患を含む循環器病は我が国の主要な死亡原因の一つであるが、これらの後遺症のために、本人の生活の質の低下を招く大きな原因となって

いる。特に脳卒中は、寝たきり・痴呆の主要な要因となっており、循環器病の死亡率及び罹患率の改善が必要である。

目標は、循環器病の一次予防の観点から、生活習慣の改善及び循環器病の早期発見について設定する。あわせて、生活習慣の改善が循環器病による死亡率等の減少に及ぼす影響について推計する。

(9) がん

がんは、現在、我が国最大の死亡原因であるが、これに対応するために、生活習慣の改善による予防のための取組が重要である。また、がんの診断・治療技術も進歩してきており、検診による早期発見・早期治療により、死亡者数の低下も期待される。なお、厚生労働省においては、数次にわたり対がん対策が実施されているところである。

目標は、がんの一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、がんの検診の受診者等について設定する。

第四 地域等における健康づくり運動の推進について

1 計画の策定

運動を効果的に推進するために、各地域等において、住民、健康に関連する多様な関係機関及び関係団体等の参加を得て、計画策定委員会等を設置する等により、地域等の実情に応じた都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「地方計画」という。）が策定される必要がある。

特に、都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、地方計画の策定及びこれらの関係者との連携の強化について、中心的な役割を果たす必要がある。さらに、地域の実情に応じ、都道府県における計画策定及び推進にあたり、都道府県労働局と連携を図る必要がある。保健所は、関係機関との連携を図り、地域保健の専門的かつ技術的拠点として、かつ市町村における計画策定の支援を行う必要がある。

また、都道府県又は市区町村において、地方計画を策定する際には、健康増進が疾病予防・介護予防の鍵であることを踏まえ、関係機関との連携の下、既存の医療計画又は老人保健福祉計画等との調和に配慮することが求められる。なお、地方公共団体は、地域住民の健康に関する各種指標の状況や地域の社会資源等の地域の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標等を設定すべきである。市町村においては、国や都道府県が設定した目標等を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備などに関する目標等に重点を置いて設定することも考えられる。

さらに、地方計画については、一定の期間ごとに評価・改定を行い、継続的な取組に結びつけることが望ましい。

なお、地方計画の策定等に係る具体的な立案の方法等については、「健康日本21 企画検討会・計画策定検討会報告書」、「地域における健康日本21 実践の手引き」、「健康日本21 地方計画事例集」を参照されたい。

2 推進体制の整備

運動の推進に当たっては、関係機関及び関係団体等がそれぞれの目的を持ちつつも、住民の健康増進という目的に向かい、調整のとれた取組を継続的に実施していくことが不可欠であり、そのためには、医療保険者、医療機関、市町村保健センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の広く健康に関連する関係機関及び関係団体等から構成される中核的な推進組織を設置し、十分に意見交換・経験交流を行い、効果的な運用を図ることが重要である。その際には既存の組織を有効に活用し、その機能を拡充強化することも考慮すべきである。

また、保健所は管内における関係機関、関係団体等の連携を推進するための中核機関としての役割を担うとともに、健康情報の収集、分析及び提供並びに市町村に対する技術的支援等を通じ、管内の運動の拠点としての役割を担う必要がある。さらに、保健所は、住民の健康に関するあらゆる問題についての相談窓口という機能を果たす。

3 その他運動の推進に当たり重要な事項

(1) 全国的な推進体制の整備

広く関係者が協力して、継続的に運動を進めるため、国、地方公共団体、各種健康関連団体等により構成する健康日本21推進全国会議を設置するなど運動の中核となる体制を整備する。

(2) 多様な経路による普及啓発の実施

運動に対する国民及び関係者の理解を深めるため、マスメディアを通じた広報やインターネットによる情報の提供、ボランティアによる情報の提供等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせ行っていくことが重要である。また、情報提供の内容は、科学的知見に基づいたものであるとともに、分かり易く、取組に結びつき易いものとなるよう、工夫する必要がある。さらに、国等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定・普及等に取り組む必要がある。

また、九月を健康増進普及月間とし、国民一人一人の自覚を高め、健康増進の取組を一層促進するよう健康日本二十一全国大会を実施するなどの広報を行うこととする。

(3) 地域等における地方計画の策定等に対する技術的支援

国は、地方計画の策定及び保健事業推進に係るマニュアルの作成配布や各種統計資料のデータベースを構築し、地方計画の策定等の際に利用できるようにするなどの技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

(4) 調査研究の推進及び人材の活用等

① 調査研究の推進

国及び地方公共団体においては、国民健康・栄養調査や地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計その他の収集した情報等をもとに、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、現状分析を行うとともに、健康増進施策の評価の際に、

各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進施策を効率的に実施していくことが重要である。

また、国及び地方公共団体においては、国民の生活習慣と生活習慣病との相関関係等に関する研究を、個人情報取り扱いに十分留意しつつ、推進し、研究結果に関する的確かつ十分な情報の提供を行うことにより、個人の効果的な健康増進の支援を行っていくことが必要である。

② 人材の活用等

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、住民からの相談及び保健指導を担当する。管理栄養士及び栄養士は、特に、栄養改善に関する事項につき住民からの相談に応じ、必要な栄養指導を行う。また、国及び地方公共団体は、健康増進対策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、日本医師会認定健康スポーツ医や健康づくりのための運動指導者との連携、日本食生活協会の食生活改善推進員、ヘルスサポーター等のボランティア組織の支援に努める必要がある。さらに、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携に努める必要がある。

(5) 民間事業者等との連携

国及び地方公共団体においては、有酸素運動や温泉利用を安全かつ適切に行うことのできる健康増進施設及び医療機関、労働者の健康管理等に係る業務についての相談、情報提供等を行う地域産業保健センター、社会保険センター並びに一般公衆浴場等民間事業者等と一層の連携を図り、健康増進の取組を推進する必要がある。

(6) 各種保健事業の連携の推進

生涯を通じた効率的で一貫性のある保健事業の実施を図るため、老人保健事業や医療保険者等による保健事業が相互に連携しつつ実施されるよう、連携のための既存の組織の有効活用のほか、保健事業の実施に当たって、共同事業の実施等事業間の連携を円滑に進めるための共通の基盤づくりを推進する。また、地域保健分野と学校保健分野において、健康増進のために十分に連携を図ることが重要である。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、上述によるほか、健康増進法第9条に基づく健康診査の実施等に関する指針の定めるところによるものである。

(別表)

1. 栄養・食生活

適正な栄養素（食物）の摂取について（栄養状態、栄養素（食物）摂取レベル）

1.1 適正体重を維持している人の増加

指標の目安

[肥満者等の割合]		現状*	2010年
1.1a	児童・生徒の肥満児	10.7%	7%以下
1.1b	20歳代女性のやせの者	23.3%	15%以下
1.1c	20～60歳代男性の肥満者	24.3%	15%以下
1.1d	40～60歳代女性の肥満者	25.2%	20%以下

*:平成9年国民栄養調査

用語の説明

児童・生徒の肥満児：日比式による標準体重の20%以上

肥満者：BMIが25以上の者

やせ：BMIが18.5未満の者

BMI(Body Mass Index): $\text{体重(kg)} / [\text{身長(m)}]^2$

1.2 脂肪エネルギー比率の減少

指標の目安

[1日当たりの平均摂取比率]		現状*	2010年
1.2a	20～40歳代	27.1%	25%以下

*:平成9年国民栄養調査

用語の説明

脂肪エネルギー比率：総摂取エネルギーに占める脂肪からのエネルギーの割合

1.3 食塩摂取量の減少

指標の目安

[1日当たりの平均摂取量]		現状*	2010年
1.3a	成人	13.5g	10g未満

*:平成9年国民栄養調査

1.4 野菜の摂取量の増加

指標の目安

[1日当たりの平均摂取量]		現状*	2010年
1.4a	成人	292g	350g以上

*:平成9年国民栄養調査

1.5 カルシウムに富む食品の摂取量の増加

指標の目安

[1日当たりの平均摂取量（成人）]		現状*	2010年
1.5a	牛乳・乳製品	107g	130g以上
1.5b	豆類	76g	100g以上
1.5c	緑黄色野菜	98g	120g以上

*:平成9年国民栄養調査

用語の説明

カルシウムに富む食品：牛乳・乳製品、豆類、緑黄色野菜

適正な栄養素（食物）を摂取するための行動の変容について（知識・態度・行動レベル）

1.6 自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践する人の増加

指標の目安

[実践する人の割合]		現状*	2010年
1.6a	男性(15歳以上)	62.6%	90%以上
1.6b	女性(15歳以上)	80.1%	90%以上

*:平成10年国民栄養調査

用語の説明

適正体重：「[身長(m)]²×22」を標準(BMI=22を標準とする)

1.7 朝食を欠食する人の減少

指標の目安

[欠食する人の割合]	現状*	2010年
1.7a 中学、高校生	6.0%	0%
1.7b 男性(20歳代)	32.9%	15%以下
1.7c 男性(30歳代)	20.5%	15%以下

*:平成9年国民栄養調査

1.8 量、質ともに、きちんとした食事をする人の増加

指標の目安

[1日最低1食、きちんとした食事を、家族等2人以上で楽しく、30分以上かけてとる人の割合]

	現状*	2010年
1.8a 成人	56.3%	70%以上

*:参考値、「適量の食事を、家族や友人等と共に、ゆっくり時間をかけてとる人の割合」平成8年国民栄養調査

用語の説明

きちんとした食事：1日あたりのエネルギー必要量及び各種栄養素密度について一定条件をみたす食事

1.9 外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にする人の増加

指標の目安

[参考にする人の割合]	現状*	2010年*
1.9a 成人	—	—

*:平成11年国民栄養調査により、平成12年度中に設定

1.10 自分の適正体重を維持することのできる食事量を理解している人の増加

指標の目安

[理解している人の割合]	現状*	2010年
1.10a 成人男性	65.6%	80%以上
1.10b 成人女性	73.0%	80%以上

*:参考値、「自分にとって適切な食事内容・量を知っている人の割合」平成8年国民栄養調査

1.11 自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の増加

指標の目安

[改善意欲のある人の割合]	現状*	2010年
1.11a 成人男性	55.6%	80%以上
1.11b 成人女性	67.7%	80%以上

*:平成8年国民栄養調査

(全対象のうち食生活に問題があると思う人の割合は、男性31.6%、女性33.0%)

適正な栄養素(食物)の摂取のための個人の行動変容に係る環境づくりについて(環境レベル)

1.12 ヘルシーメニューの提供の増加と利用の促進

指標の目安

[提供数]	現状*	2010年*
1.12a	—	—
[利用する人の割合]	現状*	2010年*
1.12b	—	—

*:平成12年度中に調査し、設定する

用語の説明

ヘルシーメニューの提供：給食、レストラン、食品売場における、食生活改善のためのバランスのとれたメニューの提供。

1.13 学習の場の増加と参加の促進

指標の目安

[学習の場の数]	現状*	2010年*
1.13a	—	—
[学習に参加する人の割合]	現状*	2010年*

1.13b

※:平成12年度中に調査し、設定する

用語の説明

学習の場: 地域、職域において健康や栄養に関する情報を得られる場

1.14 学習や活動の自主グループの増加

指標の目安

[自主グループの数]

現状*

2010年*

1.14a

※:平成12年度中に調査し、設定する

用語の説明

自主グループ: 地域、職域において健康や栄養に関する学習や活動を、自主的に取り組む住民、地区組織、企業等

2 身体活動・運動

成人

2.1 意識的に運動を心がけている人の増加

指標の目安

[意識的に運動をしている人の割合]

現状*

2010年

2.1a 男性

52.6%

63%以上

2.1b 女性

52.8%

63%以上

※:平成8年保健福祉動向調査

用語の説明

意識的に運動を心がけている人: 日頃から日常生活の中で、健康の維持・増進のために意識的に体を動かすなどの運動をしている人

2.2 日常生活における歩数の増加

指標の目安

[日常生活における歩数]

現状*

2010年**

2.2a 男性

8,202歩

9,200歩以上**

2.2b 女性

7,282歩

8,300歩以上**

※:平成9年国民栄養調査

**:約1,000歩の増加:1,000歩は、歩く時間で約10分、歩行距離で600?700m程度の歩行に相当

2.3 運動習慣者の増加

指標の目安

[運動習慣者の割合]

現状*

2010年

2.2a 男性

28.6%

39%以上

2.2b 女性

24.6%

35%以上

※:平成9年国民栄養調査

用語の説明:

運動習慣者: 1回30分以上の運動を、週2回以上実施し、1年以上持続している人

高齢者

2.4 外出について積極的な態度をもつ人の増加

指標の目安

[運動習慣者の割合]

現状*

2010年

2.4a 男性(60歳以上)

59.8%

70%以上

2.4b 女性(60歳以上)

59.4%

70%以上

2.4c 80歳以上(全体)

46.3%

56%以上

※:平成11年「高齢者の日常生活に関する意識調査」(総務庁)

用語の説明

外出について積極的な態度をもつ人: 日常生活の中で買物や散歩などを含めた外出について、「自分から積極的に外出する方である」と意識している人

2.5 何らかの地域活動を実施している者の増加

指標の目安

〔地域活動を実施している人〕

	現状*	2010年
2.5a 男性(60歳以上)	48.3%	58%以上
2.5b 女性(60歳以上)	39.7%	50%以上

*:平成10年「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(総務庁)

2.6 日常生活における歩数の増加

指標の目安

〔日常生活の歩数〕

	現状*	2010年**
2.6a 男性(70歳以上)	5,436歩	6,700歩以上**
2.6b 女性(70歳以上)	4,604歩	5,900歩以上**

*:平成9年国民栄養調査

** :約1,300歩の増加:約1,300歩は、歩く時間で約15分、歩行距離で650?800m程度の歩行に相当

3 休養・こころの健康づくり

ストレスへの対応

3.1 ストレスを感じた人の減少

指標の目安

〔ストレスを感じた人の割合〕

	現状*	2010年
3.1a 全国平均	54.6%	49%以下**

*:平成8年度健康づくりに関する意識調査(財団法人健康・体力づくり事業財団)

** :1割以上の減少

用語の説明

ストレスを感じた人:最近1ヶ月間にストレスを感じた人

十分な睡眠の確保

3.2 睡眠による休養を十分にとれていない人の減少

指標の目安

〔とれない人の割合〕

	現状*	2010年
3.2a 全国平均	23.1%	21%以下**

*:平成8年度健康づくりに関する意識調査(財団法人健康・体力づくり事業財団)

** :1割以上の減少

3.3 睡眠の確保のために睡眠補助品やアルコールを使うことのある人の減少

指標の目安

〔睡眠補助品等を使用する人の割合〕

	現状*	2010年
3.3a 全国平均	14.1%	13%以下**

*:平成8年度健康づくりに関する意識調査(財団法人健康・体力づくり事業財団)

** :1割以上の減少

用語の説明

睡眠補助品:睡眠薬・精神安定剤

自殺者の減少

3.4 自殺者の減少

指標の目安

〔自殺者数〕

	現状*	2010年
3.4a 全国数	31,755人	22,000人以下

*:平成10年厚生省人口動態統計

4 たばこ

4.1 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及

指標の目安

[知っている人の割合]

	現状*	2010年
4.1a 肺がん	84.5%	100%
4.1b 喘息	59.9%	100%
4.1c 気管支炎	65.5%	100%
4.1d 心臓病	40.5%	100%
4.1e 脳卒中	35.1%	100%
4.1f 胃潰瘍	34.1%	100%
4.1g 妊娠に関連した異常	79.6%	100%
4.1h 歯周病	27.3%	100%

*:平成10年度喫煙と健康問題に関する実態調査

用語の説明

健康影響：別紙「喫煙が及ぼす健康影響」を参照

4.2 未成年者の喫煙をなくす

指標の目安

[喫煙している人の割合]

	現状*	2010年
4.2a 男性(中学1年)	7.5%	0%
4.2b 男性(高校3年)	36.9%	0%
4.2c 女性(中学1年)	3.8%	0%
4.2d 女性(高校3年)	15.6%	0%

*:平成8年度未成年者の喫煙行動に関する全国調査

4.3 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及

指標の目安

[分煙を実施している割合]

	現状*	2010年
4.3a 公共の場	—	100%
4.3b 職場	—	100%

[知っている人の割合]

	現状*	2010年
4.3c 効果の高い分煙に関する知識の普及	—	100%

*:平成12年度中に調査する

用語の説明

分煙の徹底：公共の場や職場における喫煙場所の設置等

効果の高い分煙：受動喫煙の害を極力排除し得る分煙方法

4.4 禁煙支援プログラムの普及

指標の目安

[禁煙支援プログラムが提供されている市町村の割合]

	現状*	2010年
4.4a 全国	—	100%

*:平成12年度中に調査する

用語の説明

禁煙支援プログラム：個人の禁煙を支援するための個別保健指導等

禁煙・節煙を希望する人	男性	女性	総数
禁煙希望	24.8%	34.9%	26.7%
節煙希望	38.3%	34.7%	37.5%
合 計	63.1%	69.6%	64.2%

(平成10年度喫煙と健康問題に関する実態調査)

5 アルコール

5.1 多量に飲酒する人の減少

指標の目安

[多量に飲酒する人の割合]

	現状*	2010年**
5.1a 男性	4.1%	3.2%以下
5.1b 女性	0.3%	0.2%以下

*:平成8年度健康づくりに関する意識調査(財団法人健康・体力づくり事業財団)

※:2割以上の減少

用語の説明

多量に飲酒する人：1日平均純アルコール約60グラムを超えて摂取する人

5.2 未成年者の飲酒をなくす

指標の目安

[飲酒している人の割合]		現状*	2010年
5.2a	男性(中学3年)	25.4%	0%
5.2b	男性(高校3年)	51.5%	0%
5.2c	女性(中学3年)	17.2%	0%
5.2d	女性(高校3年)	35.9%	0%

※:平成8年度未成年者の飲酒行動に関する全国調査

5.3 「節度ある適度な飲酒」の知識の普及

指標の目安

[知っている人の割合]		現状*	2010年
5.3a	男性	—	100%
5.3b	女性	—	100%

※:平成12年度中に調査する

用語の説明

節度ある適度な飲酒：1日平均純アルコールで約20グラム程度の飲酒

(注)主な酒類の換算の目安

お酒の種類	ビール (中瓶1本500ml)	清酒 (1合180ml)	ウイスキー・ブランデー (ダブル60ml)	焼酎(35度) (1合180ml)	ワイン (1杯120ml)
アルコール度数	5%	15%	43%	35%	12%
純アルコール量	20g	22g	20g	50g	12g

6 歯の健康

幼児期のう蝕予防

6.1 う歯のない幼児の増加

指標の目安

[う歯のない幼児の割合(3歳)]		現状*	2010年
6.1a	全国平均	59.5%	80%以上

※:平成10年度3歳児歯科健康診査結果

6.2 フッ化物歯面塗布を受けたことのある幼児の増加

指標の目安

[受けたことのある幼児の割合(3歳)]		現状*	2010年
6.2a	全国平均	39.6%	50%以上

※:平成5年歯科疾患実態調査

6.3 間食として甘味食品・飲料を頻回飲食する習慣のある幼児の減少

指標の目安

[習慣のある幼児の割合(1歳6ヶ月児)]		現状*,**	2010年**
6.3a	全国平均	29.9%	—

※:参考値、1日3回以上の間食をする1歳6か月児の割合(久保田らによる調査、平成3年)

**:平成12年度中に調査し、設定する

用語の説明

頻回飲食：間食として1日3回以上の飲食

学齢期のう蝕予防

6.4 一人平均う歯数の減少

指標の目安

[1人平均う歯数(12歳)]		現状*	2010年
6.4a	全国平均	2.9歯	1歯以下

※:平成11年学校保健統計調査

用語の説明

一人平均う歯数:一人あたり平均の未治療のう歯、う蝕により失った歯、治療済のう歯の合計(DMF歯数)

6.5 フッ化物配合歯磨剤の使用の増加

指標の目安

[使用している人の割合]		現状*	2010年
6.5a	全国平均	45.6%	90%以上

※:参考値、児童のフッ化物配合歯磨剤使用率(荒川らによる調査、平成3年)

6.6 個別的な歯口清掃指導を受ける人の増加

指標の目安

[過去1年間に受けたことのある人の割合]		現状*	2010年
6.6a	全国平均	12.8%	30%以上

※:参考値、平成5年保健福祉動向調査(15~24歳)

用語の説明

個別的な歯口清掃指導:歯科医師、歯科衛生士により個人の口の中の状態に基づいて行われる歯磨き指導

成人期の歯周病予防

6.7 進行した歯周炎の減少

指標の目安

[有する人の割合]		現状*	2010年**
6.7a	40歳	32.0%	22%以下
6.7b	50歳	46.9%	33%以下

※:参考値、平成9~10年富士宮市モデル事業報告

** : 3割以上の減少

用語の説明

進行した歯周炎:歯周疾患の検査であるCPI検査で4mm以上の深い歯周ポケットのあるもの

6.8 歯間部清掃用器具の使用の増加

指標の目安

[使用する人の割合]		現状*	2010年
6.8a	40歳(35~44歳)	19.3%	50%以上
6.8b	50歳(45~54歳)	17.8%	50%以上

※:平成5年保健福祉動向調査

用語の説明

歯間部清掃用器具:歯と歯の間を清掃するための専用器具(デンタルフロス、歯間ブラシ等)

6.9 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及(4たばこ参照)

6.10 禁煙支援プログラムの普及(4たばこ参照)

歯の喪失防止

6.11 80歳で20歯以上、60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の増加

指標の目安

[自分の歯を有する人の割合]		現状*	2010年
6.11a	80歳(75~84歳)で20歯以上	11.5%	20%以上
6.11b	60歳(55~64歳)で24歯以上	44.1%	50%以上

※:平成5年歯科疾患実態調査

6.12 定期的な歯石除去や歯面清掃を受ける人の増加

指標の目安

[過去1年間に受けた人の割合]		現状*	2010年
6.12a	60歳(55~64歳)	15.9%	30%以上

※:参考値、過去1年間に歯石除去や歯面清掃を受けた人の割合、平成4年寝屋川市調査

6.13 定期的な歯科検診の受診者の増加

指標の目安

[過去1年間に受けた人の割合]	現状*	2010年
6.13a 60歳(55～64歳)	16.4%	30%以上
*:平成5年保健福祉動向調査		

7 糖尿病

- 7.1 成人の肥満者の減少(1 栄養・食生活参照)
- 7.2 日常生活における歩数の増加(2 身体活動・運動参照)
- 7.3 質・量ともにバランスのとれた食事(1 栄養・食生活参照)
- 7.4 糖尿病検診の受診の促進

指標の目安

[受けている人の数]

7.4a 定期健康診断等糖尿病に関する健康診断受診者	現状*	2010年**
	4,573万人	6,860万人以上

*:参考値、平成9年健康・福祉関連サービス需要実態調査

** :5割以上の増加

- 7.5 糖尿病検診受診後の事後指導の推進

指標の目安

[受けている人の割合]

7.5a 糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率(男性)	現状*	2010年
	66.7%	100%
7.5b 糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率(女性)	74.6%	100%

*:平成9年糖尿病実態調査

- 7.6 糖尿病有病者の減少(推計)

推計値

7.6a 糖尿病有病者数	現状*	2010年**
	690万人	1,000万人

*:平成9年糖尿病実態調査

** :生活習慣の改善がない場合、1080万人と推計されている

注)本推計値は、上記生活習慣の改善による2010年の有病者数の推計値を示す

- 7.7 糖尿病有病者の治療の継続

指標の目安

[治療継続している人の割合]

7.7a 糖尿病有病者の治療継続率	現状	2010年
	45%*	100%

*:平成9年糖尿病実態調査

- 7.8 糖尿病合併症の減少

指標の目安

[合併症を発症した人の数]

7.8a 糖尿病性腎症	現状	2010年
	10,729人*	—***

[合併症を有する人の数]

7.8b 失明	現状	2010年
	約3,000人**	—***

*:1998年日本透析医学会

** :1988年厚生省「視覚障害の疾病調査研究」

***:平成14年度中に設定

8 循環器病

- 8.1 食塩摂取量の減少(1 栄養・食生活参照)
- 8.2 カリウム摂取量の増加

指標の目安

[1日当たりの平均摂取量]

8.2a 成人	現状*	2010年
	2.5g	3.5g以上

*:平成9年国民栄養調査

- 8.3 成人の肥満者の減少(1 栄養・食生活参照)
- 8.4 運動習慣者の増加(2 身体活動・運動参照)
- 8.5 高血圧の改善(推計)

推計値 平均最大血圧約4.2mmHgの低下

注) 以下を実行することによる効果の推計

- ・成人1日あたりの平均食塩摂取量3.5g減少
- ・平均カリウム摂取量1g増量
- ・肥満者(BMI25以上)を男性15%(20歳以上)、女性18%(20歳以上)以下に減少
- ・成人男性の多量飲酒者を1%低下
- ・国民の10%が早歩きを毎日30分実行

8.6 たばこ対策の充実(4 たばこ参照)

8.7 高脂血症の減少

指標の目安

[高脂血症の人の割合]

8.7a 男性

8.7b 女性

現状*

10.5%

17.4%

2010年

5.2%以下

8.7%以下

*:平成9年国民栄養調査

用語の説明

高脂血症者:血清総コレステロール値240mg/dl以上の者

8.8 糖尿病有病者の減少(7 糖尿病参照)

8.9 飲酒対策の充実(5 アルコール参照)

8.10 健康診断を受ける人の増加

指標の目安

[検診受診者の数]

8.10a 全国数

現状*

4,573万人

2010年

6,860万人以上

*:平成9年健康・福祉関連サービス需要実態調査

8.11 生活習慣の改善等による循環器病の減少(推計)

推計値

喫煙率		脳卒中の減少			虚血性心疾患の減少			循環器病の減少		
男性	女性	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
55%	15%	16%	6%	11%	11%	7%	9%	17%	4%	10%
45	10	29	15	22	24	17	20	26	10	18
35	10	42	15	28	37	17	26	35	10	22
25	5	55	24	39	50	26	38	44	17	30
15	5	68	24	46	63	26	44	53	17	35
0	0	87	33	60	82	36	59	66	23	45

注1)それぞれの疾患の減少は、死亡率、罹患率及び疾患による新たなADL低下の割合を示す。

注2)現状:脳卒中死亡率110.0(人口10万人対)死亡数13万7,819人

男性:死亡率106.9、死亡数6万5,529人

女性:死亡率113.1、死亡数7万2,290人

虚血性心疾患 57.2(人口10万人対)死亡数7万1,678人

男性:死亡率62.9、死亡数3万8,566人

女性:死亡率51.8、死亡数3万3,112人

(平成10年厚生省人口動態統計)

9 がん

9.1 たばこ対策の充実(4 たばこ参照)

9.2 食塩摂取量の減少(1 栄養・食生活参照)

9.3 野菜の摂取量の増加(1 栄養・食生活参照)

9.4 1日の食事において、果物類を摂取している者の増加

指標の目安

[摂取している人の割合]

9.4a 成人

現状*

29.3%

2010年

60%以上

*:平成9年国民栄養調査

9.5 脂肪エネルギー比率の減少（1 栄養・食生活参照）

9.6 飲酒対策の充実（5 アルコール参照）

9.7 がん検診の受診者の増加

指標の目安

[検診受診者数]		現状*	2010年**
9.7a	胃がん	1,401万人	2,100万人以上
9.7b	子宮がん	1,241万人	1,860万人以上
9.7c	乳がん	1,064万人	1,600万人以上
9.7d	肺がん	1,023万人	1,540万人以上
9.7e	大腸がん	1,231万人	1,850万人以上

*:参考値：平成9年健康・福祉関連サービス需要実態調査

**：5割以上の増加

注）各がん検診の受診者数は「平成9年健康・福祉関連サービス需要実態調査」の各がん検診の受診者数と人間ドック受診者の合計である。

(別紙)

喫煙が及ぼす健康影響

1 喫煙者は非喫煙者に比べ病気になる危険度が何倍高いのか

(1) がんの死亡

	男 性	女 性
平山らによる計画調査(1966-82)	1.7	1.3
原爆被爆者コホート(1963-87)	1.6 (男女)	
厚生省コホート(1990-)*	1.5	1.6
(資料*) 厚生省 コホート (現在集計中)		

4 保健所管内の40～59歳の地域住民男女各2万人を1990年より7年間追跡。

がんの部位別死亡

	男 性		女 性	
肺がん	4.5	22.4	2.3	11.9
喉頭がん	32.5	10.5	3.3	17.8
口腔・咽頭がん	3.0	27.5	1.1	5.6
食道がん	2.2	7.6	1.8	10.3
胃がん	1.5	—	1.2	—
肝がん	1.5	—	1.7	—
腎がん	—	3.0	—	1.4
膵臓がん	1.6	2.1	1.4	2.3
膀胱がん	1.6	2.9	2.3	2.6
子宮頸部がん	—	—	1.6	1.4

(資料) 左段：平山らによる計画調査(1966-82)

右段：アメリカがん協会の「がん予防研究」(1982-86)

(注) 数字は非喫煙者を1とした喫煙者の相対危険度

(2) 循環器病の死亡

	男 性	女 性
総死亡	1.2	1.2
循環器疾患総数	1.4	1.5
虚血性心疾患	1.7	—
脳卒中	1.7	1.7

(資料) 1980-90年の循環器疾患基礎調査、いわゆる「NIPPON DATA」

(現在集計中)

30歳以上の約10,000人を対象。

(注) 数字は非喫煙者を1とした1日20本喫煙する者の相対危険度

(3) その他の疾患

	男 性	女 性
気管支喘息*1	1.8	4.0
胃潰瘍*2	3.4	—
十二指腸潰瘍*2	3.0	—

(資料) *1：平山らによる計画調査(1966-82)

*2：ハワイ日系人男性の調査(1968-90)

(注) 数字は非喫煙者を1とした喫煙者の相対危険度

(4) 妊婦への影響

早産	3.3
低出生体重	2.4
全先天異常	1.3

(資料) 昭和54年度厚生省心身障害研究

(注) 数字は非喫煙者を1とした喫煙者の相対危険度

(5) 歯周病

雫石(1998)	2.1
ドランら(1997)	1.9
サッキら(1995)	1.7

ブラウンら (1994) 2.7

(注) 数字は非喫煙者を 1 とした喫煙者の相対危険度

2 禁煙によってどの程度病気になる危険度が減少するのか

(1) 肺がんの死亡 (男性)

平 山 (1990) 0.3 *

ドールら (1976) 0.3

* : 10 年以上の値

(注) 数字は喫煙者を 1 としたときの禁煙して 10-14 年経過した者の相対危険度

(2) 虚血性心疾患の死亡 (男性)

喫煙本数 (本/日)	禁煙して 1 - 4 年	禁煙して 10 - 14 年
1 - 19 本	0.6	0.5
20 本以上	0.6	0.5

(資料) アメリカがん協会 (1969)

(注) 数字は、現在喫煙している者を 1 としたときの禁煙した者の相対危険度

3 喫煙率が下がると循環器病の減少はどのくらい見込めるのか

喫煙率脳卒中の減少虚血性心疾患の減少総循環器疾患の減少

男性	女性	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
55 %	15 %	16 %	6 %	11 %	11 %	7 %	9 %	17 %	4 %	10 %
45	10	29	15	22	24	17	20	26	10	18
35	10	42	15	28	37	17	26	35	10	22
25	5	55	24	39	50	26	38	44	17	30
15	5	68	24	46	63	26	44	53	17	35
0	0	87	33	60	82	36	59	66	23	45

(注) それぞれの疾患の減少は、死亡率、罹患率及び疾患による新たな日常生活動作能力 (ADL) 低下者数の減少割合を示す。

この循環器疾患予防への効果予測の前提は、

○ 成人の 1 日あたりの平均食塩摂取量 3.5g 減少

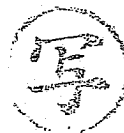
○ 平均カリウム摂取量 1g 増量

○ 肥満者 (BMI 25 以上) を男性 15 %、女性 18 %以下に減少

○ 成人男性の多量飲酒者 (1 日 3 合以上) が 1 %低下

○ 国民の 10 %が早歩き毎日 30 分を実行する

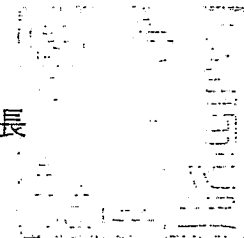
などの生活習慣の改善による平均最大血圧約 4.2mmHg の低下を前提とする。



健 発 第 0501001 号
平成 15 年 5 月 1 日

都道府県知事
各 政令市長 殿
特別区長

厚生労働省健康局長



地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する告示について

標記について、今般、地域保健法(昭和22年法律第101号)第4条第4項の規定に基づき、平成15年5月1日厚生労働省告示第201号をもって告示されたが、この趣旨は下記のとおりであるので、この趣旨を踏まえつつ、所要の取組を進めるとともに、貴管下市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知徹底方を願います。

記

第1 改正の趣旨

地域保健対策については、地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第376号。以下「基本指針」という。)に基づき推進されてきたところである。

しかしながら、平成15年5月1日に、健康増進法(平成14年法律103号)及び国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平成15年厚生労働省告示第195号)が施行されたこと、平成12年に基本指針の改正が行われた後、精神障害者対策、児童虐待防止対策、生活衛生対策等について、新たな事項に係る対策が講じられるようになったことから、これらの状況に対応し、所要の改正を行ったものである。

第2 改正の概要等

基本指針の改正の概要及び留意点は以下のとおりである。

1 国民の健康づくりの推進

- (1) 「第一 地域保健対策の推進の基本的な方向」において、四として、国と地方公共団体の健康増進に関する一般的責務を記述したこと。

なお、従前は、国民の健康づくりについては、第二の2の(一)の(6)「二十一世紀における国民健康づくり運動(健康日本二十一)」においてのみ記述されていたものを、「第一 地域保健対策の推進の基本的な方向」及び「第六 その他国民の健康づくりの推進」に分けて詳細に記述したこと。

(2) 「第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項」において、一として、都道府県、保健所、市町村の国民の健康増進を行う際の具体的な役割を記述したこと。

2 次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進

「第五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項」において、三として、次世代育成支援対策の総合的な推進を図るための運用上の留意点を記述したこと。

3 高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための取組

「第一 地域保健対策の推進の基本的な方向」の三を四とし、その内容に高齢者対策を追加したこと。

4 精神障害者施策の総合的な取組

「第五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項」において、五として、都道府県及び市町村並びに保健所が実施する必要がある精神障害者施策の取組を記述したこと。

5 児童虐待防止対策に関する取組

「第五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項」において、五として、保健所、市町村保健センター等における児童虐待防止対策について記述したこと。

なお、具体的な取組の詳細については、既に発出されている「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」（平成14年6月19日健発第06019001号、雇児発第0619001号健康局長、雇用均等・児童家庭局長通知）を参考とされたこと。

6 生活衛生対策

「第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項」において、二として、生活衛生対策の中で、レジオネラ菌等の水質を汚染する病原生物対策、シックハウス症候群対策について、地方公共団体の具体的な責務を記述したこと。

7 食品衛生対策

「第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項」において、三として、都道府県、政令市及び特別区並びに保健所が食品衛生対策に関し行うべき業務について記述したこと。

8 地域保健と産業保健の連携

「第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項」において、四として、地域における生涯を通じた健康づくりに不可欠である地域保健及び産業保健の事業連携について記述したこと。

なお、平成14年3月の「生活習慣病予防のための地域職域連携保健活動検討会報告書」において、「地域と職域の連携を進める1つの具体的な保健活動として、それぞれが立案している保健計画の策定に参画し、共通した目標、行動計画を立て、共通した認識の下に保健活動を推進していくことが考えられる。」とされていることに留意すること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(財務五六)
- 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(文部科学三二)

〔告 示〕

- 外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件(総務三四四)
- 学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の確認手続等を定める件の一部を改正する件(同三四五)
- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(同三四六、三四七)
- 地方自治法第二百九十一条の第三項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件(同三五二)
- 元売業者を指定した件(同三五三)
- 平成十二年六月二十五日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件(中央選挙管理会九)

- 登記回復に関する件(法務二二八、二三〇)

- 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を変更した件(厚生労働二〇一)

- 保安林の指定施設要件を変更する件(農林水産七三〇、七三二)

- 航路標識に関する件

- 海上保安庁一八八、一二九

- 水路測量の実施に関する件(同一一〇)

- 道路に関する件

- 関東地方整備局二二二

- 道路に関する件

- 中部地方整備局八三三

〔国会事項〕

〔人事異動〕

- 最高裁判所 三重県 福岡県

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

- 関東地方整備局公示(関東地方整備局)

労働

- 争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

国家試験

- 平成十五年建築基準適合判定資格者検定の施行について(国土交通省)

〔地方自治事項〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分、法人の所在不明理事への申出の催告関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

共済組合(内閣) 関係

会社その他の

省 令

○財務省令第五十六号

国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十二条の八の三第一項第二号の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年五月一日

財務大臣 塩川正十郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第百十四条の四の三中「二十五分の十」を「十五分の六」に改め、同条第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改め、同条第三号中「二十一分の五」を「千四百百分の四百八十五」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十二号

私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十二条の八の三第一項第二号の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年五月一日

文部科学大臣 遠山 敦子

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則(昭和二十八年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条の五中「二十五分の十」を「十五分の六」に改め、同条第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改め、同条第三号中「二十一分の五」を「千四百百分の四百八十五」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

第五の四の次に次のように加える。

1 精神障害者施策の総合的な取組
連綿策の総合的かつ計画的な取組を促進すること。

2 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、居宅生活支援事業の普及を図るとともに、ケアマネジメントの手法の活用を推進を検討すること。特に、条件が整えば退院可能とされる者の退院及び社会復帰を目指すため、必要なサービスの整備及び資源の開発を行い、地域の保健、医療、福祉関係機関の連携を進めること。

3 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制及び支援体制を構築することともに、当事者自身による相互支援活動等を支援すること。

4 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神疾患及び精神障害者への正しい理解の普及を推進するとともに地域住民の精神的健康の保持増進を推進すること。

六 児童虐待防止対策に関する取組
近年の児童虐待に関する問題の深刻化に伴い、保健所、市町村保健センター等においても、児童相談所と十分な連携を取りつつ、以下のような取組を行うことが必要である。

1 母子保健活動や地域の医療機関等との連携を通じて、妊産婦及び親子の健康問題、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう努め、こうした要因がある場合、保健師の家庭訪問等による積極的な支援を実施すること。また、関係機関による会議等において積極的な役割を果たすとともに、地域組織活動の育成及び支援を行い、児童虐待の発生予防に向けた取組を行うこと。

2 保健所、市町村保健センター等の職員が児童虐待が行われている疑いがある家庭を発見した場合については、児童虐待への対応の中核機関である児童相談所又は福祉事務所への通告を行った上で、市町村及び保健所は、当該事例への援助について関係機関との連携及び協力を組織的に推進すること。

第六の一の二に次のように加える。

また、政令市においては、本庁及び保健所等における健康危機管理に関する事務分担が不明確であること又は本庁と保健所の持つ機能が不均衡であることがないよう、平時より健康危機管理へ対応する体制整備を十分図る必要がある。

第六の一を第六の五とし、第六の二を第六の六とし、第六の五の次に次のように加える。

一 国民の健康づくりの推進
健康増進法に基づき、国民の健康づくりを推進するために、都道府県及び市町村並びに保健所は、基本方針に基づき、次のような取組を行う必要がある。

1 都道府県は、地域における健康の増進に関する情報の収集を行うとともに、都道府県健康増進計画の策定及び市町村健康増進計画策定に対する支援を行う等の地域診断の情報源となる健康指標の収集及び分析を行う必要があること。

また、保健所は、管内における関係機関、関係団体等の連携を推進するための中核機関としての役割を担うとともに、健康の増進に関する情報の収集、分析及び提供並びに市町村に対する技術的支援や二次医療圏に合わせた計画策定等を通じて、管内の健康づくりの取組の拠点としての役割を担う必要があること。

これらを行う場合、市町村の保健衛生部局、医療機関等、学校、教育委員会、健康保険組合、地域産業保健センター等の産業保健関係機関等との連携及び協力を強化する必要があること。

2 市町村は、従来から母子保健事業、老人保健事業等の実施主体としての役割を担ってきたことを踏まえ、地域の健康指標の収集を行うとともに、市町村健康増進計画を関係機関及び関係団体並びに住民の参画を得て主体的に策定し、実施するよう努めること。その際には、当該市町村をその所管区域内に含む保健所と連携を図る必要があること。また、市町村健康増進計画の推進に当たっては、市町村の内部部局のみならず、保健衛生、精神保健、労働衛生、福祉環境、都市計画等の各部門の外部機関との連携及び協力を強化する必要があること。

二 生活衛生対策

都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生対策の中で特に、公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）に規定する浴場業及び旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）に規定する旅館業の営業者並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）に規定する特定建築物の維持管理権原者に対し、水質を汚染する病原生物（レジオネラ属菌等）に関する知識の普及、啓発を行うとともに、施設の種別に応じ、病原生物の増殖を抑制するための具体的方法を指導すること。また、病院、社会福祉施設等の特定建築物以外の建築物についても、その維持管理権原者に対し、病原生物に関する知識の普及、啓発に努めるとともに、維持管理に関する相談等に応じ、必要な指導等を行うこと。

また、住宅や建築物における室内空気汚染等による健康影響、いわゆるシックハウス症候群について、知識の普及、啓発を行うとともに、地域住民からの相談等に応じ、必要な指導等を行うこと。

三 食品衛生対策

1 都道府県、政令市及び特別区並びに保健所は、第二の一の二の（一）ウ及び（二）に掲げるところにより監視指導に係る業務を推進するほか、教育活動や広報活動を通じて食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、研究の推進、食品衛生に関する検査能力の向上、食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上並びに国、他の都道府県等及び農林水産部局等関係部局との相互連携に努めるとともに、関係者との相互の情報及び意見の交換（リスコミュニケーション）の促進を図るため、積極的に施策の実施状況を公表し、住民からの意見聴取及び施策への反映に努めること。

2 都道府県、政令市及び特別区並びに保健所は、第二の一の二の（五）及び（六）に掲げるところにより健康危機管理能力を強化するとともに、食中毒等飲食に起因する事故に対して、国、他の都道府県等及び関係部局と連携を図りながら、原因究明、被害拡大防止、再発防止対策等の一連の措置を迅速かつ的確に行うことができるよう体制を整備すること。

四 地域保健及び産業保健の連携
住民が地域又は職域を問わず、生涯を通じて共通の基盤に立った保健サービスを受けられるようにするためには、地域保健及び産業保健の連携が重要である。また、健康寿命の延伸等を図るためには、地域における生涯を通じて健康づくりに対する継続的な支援が必要である。そのためには、保健所及び市町村が中心となり、個人の年齢、就業先などにより異なる保健事業者間の連携を図り、次のような事項を行うことにより、継続的な健康管理の支援が可能となるような体制整備を図っていくことが必要である。

1 地域保健と産業保健の連携を推進するため、保健所、市町村等が、医療機関等、健康保険組合、労働基準監督署、地域産業保健センター、事業者団体、商工会等の関係団体等から構成する連携推進協議会を設置し、組織間の連携を推進すること。

2 地域保健の保健計画の策定に当たっては、産業保健との連携を図りつつ、目標、行動計画を立て、それに基づき保健活動を推進すること。

3 健康教育や健康相談等の保健事業及び施設や保健従事者への研修会などに関する情報を共有するとともに、相互活用等の効果的な実施に配慮すること。

○農林水産省告示第七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する。
平成十五年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 谷垣 禎一

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
新潟県岩船郡関川村・神林村・京蒲原郡津川町・南蒲原郡下田村・両津市（以上五市町村について次の図に示す部分に限る。）
（一）保安林として指定された目的 水源のかん



基安労発第0513003号

平成15年5月13日

労働福祉事業団 担当理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

健康増進法等の施行等について

健康増進法については、平成14年8月2日に制定し公布され、平成15年5月1日に施行されました。また、同法第7条の規定に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）については、厚生労働省告示第195号（別添1）をもって公表されたところです。

基本方針には第五において「健康増進事業実施者間の連携及び協力」、第七の二において「国及び地方公共団体と地域産業保健センター等との一層の連携等」とそれぞれ規定されています。また、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条第4項の規定に基づき「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する告示」が公表され、同指針の第六の四においても、地域保健及び産業保健の連携について規定されています。

ついては、これらの趣旨を踏まえ、都道府県健康担当部局等から連携についての申し出があった場合には、都道府県労働局とも十分協議しつつ、労働者の健康の保持増進の推進を図るとの観点から、必要な連携の確保を図られるよう、貴団体各地方機関あて周知方お願いいたします。

なお、これらに関して、別添2、別添3及び別添4のとおり健康局長等から都道府県知事等に対し通知がなされたところですので、ご参考までに送付いたします。



基安労発第 0513002 号

平成 15 年 5 月 13 日

中央労働災害防止協会 専務理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

健康増進法等の施行等について

健康増進法については、平成 14 年 8 月 2 日に制定し公布され、平成 15 年 5 月 1 日に施行されました。また、同法第 7 条の規定に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）については、厚生労働省告示第 195 号（別添 1）をもって公表されたところです。

基本方針には第五において「健康増進事業実施者間の連携及び協力」、第七の二において「国及び地方公共団体と地域産業保健センター等との一層の連携等」とそれぞれ規定されています。また、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する告示」が公表され、同指針の第六の四においても、地域保健及び産業保健の連携について規定されています。

ついては、これらの趣旨を踏まえ、都道府県健康担当部局等から連携についての申し出があった場合には、都道府県労働局とも十分協議しつつ、労働者の健康の保持増進の推進を図るとの観点から、必要な連携の確保を図られるよう、貴団体各地方機関あて周知方お願いいたします。

なお、これらに関して、別添 2、別添 3 及び別添 4 のとおり健康局長等から都道府県知事等に対し通知がなされたところですので、ご参考までに送付いたします。